

「本市における環境影響評価制度のあり方について」中間取りまとめ ～概要版～

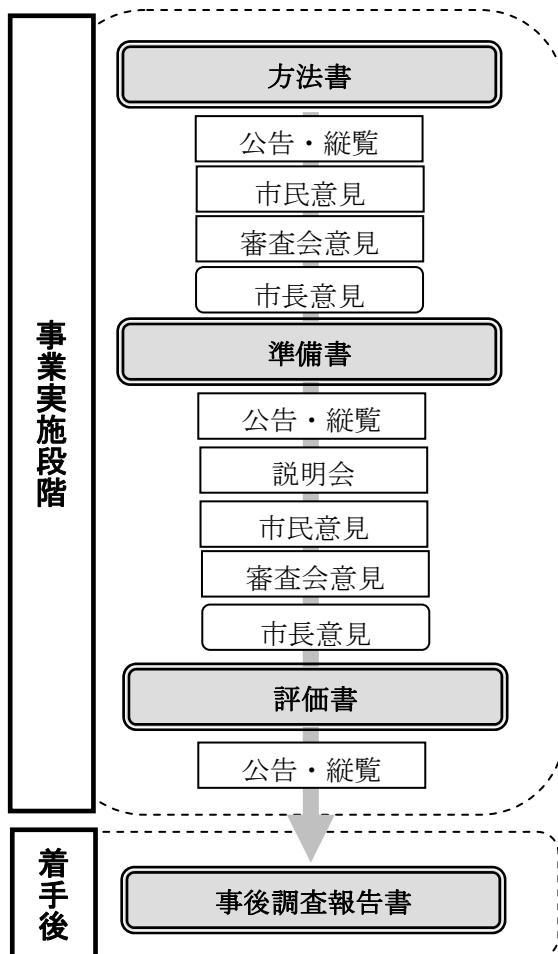
1 中間取りまとめの経緯

本市における環境影響評価制度のあり方については、福岡市環境審議会に諮問し、付議された環境管理部会において、環境影響評価法改正への対応や条例運用面での改善等について検討を行っています。

今後、答申を取りまとめていくにあたっては、広く市民の意見をお聴きする必要があると考えられることから、このたび、これまでの検討の結果を「中間取りまとめ」として公表することとしました。

2 現行条例の手続きの流れと検討内容

■現行条例の手続きの流れ



■検討内容

1 法改正に伴うもの

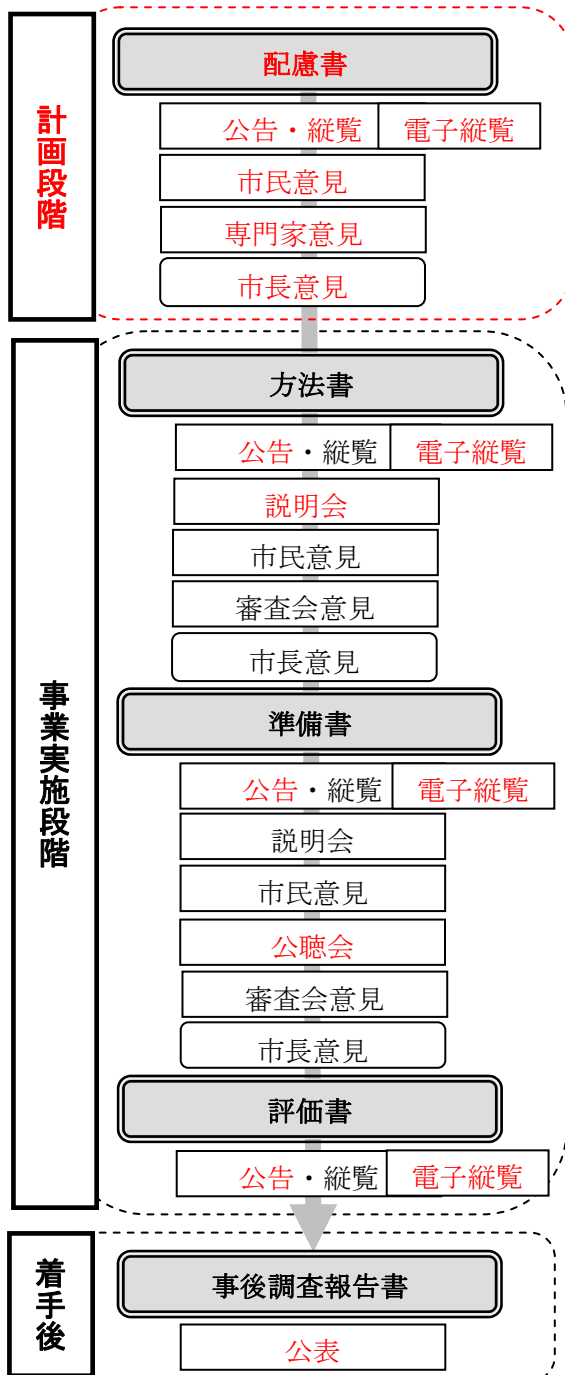
- (1) 方法書作成前の手続の創設
(計画段階配慮書の作成)
- (2) 方法書・準備書・評価書の手続の改正
 - ①方法書における説明会の開催等の義務化
 - ②環境影響評価図書の電子縦覧の義務化
- (3) 事後調査の手続の改正
- (4) 風力発電所が対象事業に追加

2 条例施行後の運用上の課題

- (1) 市民等からの意見聴取の機会の拡充
 - ①公聴会の開催
 - ②公告・縦覧方法について
- (2) 災害の復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加
- (3) 法対象事業についての条例による規定の必要性
 - ①計画段階配慮書の手続が実施されない場合への対応
 - ②法対象事業の事後調査への関与

3 今後の条例の手続きのイメージ

■手続きの流れ



※赤字は改正事項

■手続きの流れの説明

○方法書作成前の手続きの新設

目的：事業の早期段階からの環境配慮を検討
 手続：改正法で導入された配慮書の手続に準じた制度を導入

○方法書・準備書・評価書の手続の改正

目的：より適切な環境の保全の見地からの意見を広く聴取
 手続：・方法書における説明会の開催を義務化
 ・環境影響評価図書の電子縦覧を義務化

○公聴会の追加

目的：市民等からの意見聴取の機会を充実
 手続：準備書について公述の申し出があるときに公聴会を開催

○事後調査の手続の改正

目的：市民等からの信頼性、透明性及び客観性の向上
 手続：事後調査報告書の公表を事業者に義務化

■その他改正事項

- ・民間事業者において、経済的な負担となっている公告について、適切な方法の選択肢を充実
- ・災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると認める事業について適用除外
- ・法と条例の調整規定の追加
 - 法第二種事業へ配慮書手続を適用、法対象事業の事後調査報告書を市へ報告
- ・風力発電所及び一定規模以上の土地改変を伴う太陽光発電所の対象要件等を設定

4 制度のあり方中間取りまとめの骨子

1 法改正に伴うもの

■計画段階環境配慮書の手続の創設

計画段階環境配慮書の手続の概要

- ☞改正法で導入された配慮書の手続に準じた制度（事業の位置、規模等を選定するにあたり環境保全の配慮事項を計画段階配慮書として作成し、公表）を、条例に導入すべき
- ☞ただし、個々の事業の種類、特性等により計画の策定過程等が異なることから、公表の時期などについて、事業主体及び事業内容の特性等に応じた柔軟な制度とする

計画段階配慮書の手続の導入にあたって留意すべき内容

- ☞対象事業
現状の条例の対象事業と同一とする
- ☞実施時期
個別事業の位置、規模または施設の配置、構造等の検討段階とする
- ☞配慮書の作成等
事業者は、事業の位置、規模等を選定するに辺り環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について検討を行った結果を配慮所に取りまとめて、市長に提出するとともに、公表する
- ☞配慮書に対する意見
市長は、必要に応じて専門家の意見を聴き、事業者に環境の保全の見地からの意見を述べるができるようにする
また、事業者は、各主体に環境の保全の見地からの意見を求めるように努める
- ☞方法書への反映
事業者は、配慮書の内容を踏まえ、市長の意見を勘案して、事業が実施されるべき区域等を決定するとともに、配慮書手続の結果を反映した方法書を作成する
- ☞調査・予測・評価の手法等
市長は、要な技術的な事項について、技術指針に定める

■方法書・準備書・評価書の手続の改正

方法書要約書の作成及び方法書説明会の義務化

- ☞方法書についての市民等の理解を深め、より適切な環境の保全の見地からの意見が広く提出されるよう、方法書の要約書の作成及び縦覧並びに説明会の開催を事業者に義務づける

環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

- ☞縦覧を希望する市民等への便益を図り、より適切な環境の保全の見地からの意見が広く提出されるよう、事業者に図書の電子縦覧を義務づける

■事後調査の手続の改正

事後調査報告書の公表の義務化

- ☞市民等からの信頼性、透明性及び客観性を向上させるため、事業者に事後調査報告書の公表（電子的な公表含む）を義務づける

■対象事業の追加

発電所の対象要件の設定

- ☞現状では、一定の敷地面積以上で対象事業となる風力発電所及び太陽光発電所の事業については、風力発電所及び一定規模以上の土地の改変を伴うような太陽光発電所の設置又は変更の事業として、事業特性に応じた適切な対象要件等を設定する

2 条例施行後の課題（運用上の課題）

■市民等からの意見聴取の機会の拡充

公聴会の開催の規定の追加

- ☞市長は、市民等からの意見聴取の機会を充実させることで、より適切な環境の保全の見地からの意見が広く提出されるように、準備書（法対象事業の準備書も含む）について公述の申出があり、必要と認めるときは、公聴会を開催することとする

公告の方法の見直し

- ☞民間事業者においては、実質、日刊新聞紙への掲載しかなく、経済的な負担となっているため、公告の方法について、適切な方法の選択肢を充実させる

■災害復旧又は防止の事業の適用除外規定の追加

災害復旧又は防止の事業の適用除外規定の追加

- ☞災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、条例の手続の適用除外とする

■法と条例の調整の規定の必要性

配慮書の手続

- ☞法対象事業の中には配慮書手続が行われないケースが考えられるため、市域で行う事業については確実に配慮書手続が実施されるように、条例の手続を準用する

事後調査の手続

- ☞市長が、法対象事業の事後調査の結果を把握し、必要な措置をとることができるように、条例の事後調査に準じた手続を法対象事業に義務づける